

前回に引き続き健康保険法の法改正を確認していきます。

[平成 28 年度 法改正] (平成 28 年 4 月 1 日 施行)

- ①標準報酬月額及び標準賞与額、等級区分の改定
- ②特例退職被保険者の標準報酬月額（法附則 3 条 4 項）
- ③保健事業及び福祉事業に関する事項（法 150 条）
- ④保険給付に関する事項…保険外併用療養費、入院時食事療養費、傷病手当金、出産手当金
- ⑤国庫補助に関する事項
- ⑥保険料に関する事項
- ⑦社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会への事務の委託に関する事項

第 15 回は、上記の⑤の国庫補助に関する事項から解説をしていきます。

まず、最初に**国庫負担**と**国庫補助**の相違から確認します。

平成 20 年 10 月 1 日、新たに全国健康保険協会が設立され、協会が運営することになり、この協会が運営する健康保険を「協会けんぽ」や「協会管掌健康保険」と称します。非公務員型の法人。主に中小企業等で働く従業員やその家族が加入。

	国庫負担	国庫補助
協会管掌健康保険	○	○
組合管掌健康保険	○	×

【健康保険組合の設立】

	規模要件	手続
単一組合	常時 700 人以上	事業主は、適用事業所に使用される被保険者の 2 分の 1 以上の同意を得て、規約を作り、厚生労働大臣の認可を得なければならない。
総合組合	合算して常時 3,000 人	

国庫負担に関しては、「事務の執行に要する費用」を協会管掌健康保険と組合管掌健康保険の両方に国庫として負担します。

「事務の執行に要する費用」ということですが、事務所経費、システム経費等膨大な事務に関する費用（経費）がかかります。

本来は国が行うべき保険事業を代わりに執行しているので、事務処理分に関しては、国が負担するイメージです。

押さえるところは、両方の保険者（協会管掌健康保険と組合管掌健康保）に対して、**国庫負担**があるということです。

国庫負担の条文を確認していきます。（ ：平成 23 年の選択式出題）

【条文…法 151 条 **国庫負担**】

国庫は、毎年度、**予算**の範囲内において、健康保険事業の事務（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金並びに介護納付金の納付に関する事務を含む。）の執行に要する費用を負担する。



下記の事務費用も含む	事務の内容
前期高齢者納付金等	前期高齢者の医療保険の偏りを調整するために各保険者からその費用を徴収するための事務経費
後期高齢者支援金等	後期高齢者が受ける医療給付費に充てるために、保険者からその費用を徴収するための事務経費
日雇拋出金	日雇特例被保険者に係る健康保険事業に要する費用に充てるための事務経費
介護納付金	健康保険の保険料と合わせて徴収した介護保険の保険料を介護保険制度に納付するための事務経費

【条文…法 152 条】

- ①健康保険組合に対して交付する国庫負担金は、各健康保険組合における被保険者数を基準として、厚生労働大臣が算定する。
- ②前項の国庫負担金については、**概算払**をすることができる。

【平成 23 年の選択式】

【問題】

- 1 国庫は、毎年度、[A]の範囲内において、健康保険事業の事務（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金並びに[B]の納付に関する事務を含む。）の執行に要する費用を負担する。
- 2 健康保険組合に対して交付する国庫負担金は、各健康保険組合における[C]を基準として、厚生労働大臣が算定する。
- 3 上記 2 の国庫負担金については、[D]をすることができる。
- 4 国庫は、[A]の範囲内において、健康保険事業の執行に要する費用のうち、[E]の実施に要する費用の一部を補助することができる。

- A : 予算
 B : 介護納付金
 C : 被保険者数
 D : 概算払い
 E : 特定健康診査等

メタボリックシンドローム等の生活習慣病の増加対策として、すべての医療保険者に対して特定健康診査及び特定保健指導（「特定健康診査等」）の実施を義務付け。

次に国庫補助に移ります。

国庫補助に関しては、協会管掌健康保険に対してのみ補助をします。（組合管掌健康保険に対しては、国庫補助はありません。）

	国庫負担	国庫補助
協会管掌健康保険	○	○
組合管掌健康保険	○	×

「組合管掌健康保険には、国庫補助と国庫補助がある。」という設問は、即答で×になります。

国庫負担と国庫補助の違いですが、

事務所経費、システム経費等の事務経費等々

国庫負担	健康保険の事務の執行に要する費用
国庫補助	健康保険の事業の執行に要する費用



国庫補助の対象	<ul style="list-style-type: none"> 療養の給付等の保険給付の支給に要する費用 前期高齢者納付金の納付に要する費用の額 (所定の割合を乗じて得た額) 協会が拠出すべき介護納付金の納付に要する費用
国庫補助の対象外	<ul style="list-style-type: none"> 出産育児一時金、家族出産育児一時金、埋葬料、家族埋葬料に要する費用は対象外

法 152 条の国庫負担

国庫補助の条文を確認します。

【条文…法 153 条（国庫補助）】

①国庫は、事務の執行に規定する費用のほか、協会が管掌する健康保険の事業の執行に要する費用のうち、被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（療養の給付については、一部負担金に相当する額を控除するものとする。）の額並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金（以下「前期高齢者納付金」という。）の納付に要する費用の額に給付費割合を乗じて得た額の合算額（以下「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、当該合算額から当該前期高齢者交付金の額に給付費割合を乗じて得た額を控除した額）に 1,000 分の 130 から 1,000 分の 200 までの範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。

②国庫は、第 151 条及び前項に規定する費用のほか、協会が拠出すべき前期高齢者納付金及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額の合算額（当該前期高齢者納付金の額に給付費割合を乗じて得た額を除き、前期高齢者交付金がある場合には、当該前期高齢者交付金の額から当該額に給付費割合を乗じて得た額を控除して得た額を当該合算額から控除した額）1,000 分の 130 から 1,000 分の 200 までの範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。

日雇特例被保険者に係るものを除く。

上記の条文を整理したものが、下記の表になります。（補助の対象となる費用）

<p>①協会管掌健康保険事業の執行に要する費用のうち</p>	<p>●療養の給付等の保険給付に要する費用の額（一部負担金に相当する額は控除）</p> <p>出産育児一時金、家族出産育児一時金、埋葬料、埋葬費、家族埋葬料以外の保険給付つまり、出産と埋葬関係以外の保険給付</p> <p>●前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に所定の割合を乗じて得た額</p>
<p>②協会が拠出すべき右記の合算額</p>	<p>●前期高齢者納付金</p> <p>●高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金</p> <p>●介護納付金の納付に要する費用の額</p> <p>の合算額に政令で定める割合を乗じて得た額を補助</p>

日雇特例被保険者に係るものを除く。

次に国庫補助の流れを確認します。

●国庫補助の割合は、

原則、1,000分の130から1,000分の200までの範囲内において政令で定める割合

⇒具体的には、1,000分の164

●国庫補助の率に関しては、

リーマン・ショック後の景気悪化で協会けんぽの収支が赤字に転落したため、平成22年度に特例として、国費を年1800億円積み増し、国庫補助の率を1,000分の13（13%）から1,000分の164（16.4%）に引き上げ。

平成24年には、保険料率の引き上げと景気回復により準備金残高の赤字が解消。

国としては、社会保障費の抜本削減のため、補助率を段階的に引き下げ、13%に戻すように動いたが、中小企業の業績回復が業種や地域によりばらつきがあるため、景気回復が全国で定着するまでは補助率を維持する必要があると判断。

⇒経過措置により、国庫補助率の特例措置が平成26年度末まで1,000分の16.4で維持。

平成27年1月11日「医療保険制度改革骨子」を根拠に法改正

●国庫補助率の特例措置が平成26年度末で期限切れとなる協会けんぽについて、国庫補助率を当分の間16.4%（1,000分の164）と定め、その安定化を図る。

●その上で、平成27年度以降については、法定準備金を超える準備金の一定額のうち16.4%（1,000分の164）相当を国庫補助額から控除する。（法附則5条4～5

少し理解しにくい個所ですが、協会けんぽに対する国庫補助率については、健康保険法の本則（法 153 条）において「16.4～20%（1,000 分の 130 から 1,000 分の 200）の範囲内で定めること」とされています。

ただし、現行では附則において「当分の間 13%（1000 分の 130）」と本則の範囲を外れた国庫補助率が定められ、適用されてきました。

国としては、社会保障費を押さえたいために、13%（1000 分の 130）に戻したい訳ですが、景気回復が全国で定着するまでは、「国庫補助率を当分の間 16.4%（1000 分の 164）」と定め、その安定化を図る。

ただし、平成 27 年度以降については、「法定準備金を超える準備金の一定額のうち 16.4% 相当を国庫補助額から控除する。」というのが法改正の内容です。

次に、「⑥保険料に関する事項」の解説に移ります。

改正のポイントは、単純に一般保険料率の範囲が

「1,000 分の 30～1,000 分の 120」⇒「1,000 分の 30～1,000 分の 130」に広がったということです。

【法 160 条 1 項…協会管掌健康保険の一般保険料率】

協会が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は 1,000 分の 30 から 1,000 分の 130 までの範囲内において、支部被保険者を単位として協会が決定するものとする。

各支部の都道府県に所在する適用事業所に使用される被保険者及び当該都道府県の区域内に住居又は居所を有する任意継続被保険者をいう。

(改正前)
1,000 分の 30 から 1,000 分の 120

【法 160 条 13 項…組合管掌健康保険の一般保険料率】

組合が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は 1,000 分の 30 から 1,000 分の 130 までの範囲内において決定するものとする。

協会管掌健康保険	組合管掌健康保険
(改正前) 1,000 分の 30～1,000 分の 120	(改正前) 1,000 分の 30～1,000 分の 120
⇩	⇩
(改正後) 1,000 分の 30～1,000 分の 130	(改正後) 1,000 分の 30～1,000 分の 130

最後に「⑦社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会への事務の委託に関する事項」の解説を行います。

まずは、社会保険診療報酬支払基金に関して

従来の業務	新たに加わった業務
<p>●審査業務 医療機関から提出された診療報酬請求書の適否を審査</p> <p style="text-align: center;">⇩</p> <p>審査で確定した診療報酬額を保険者へ請求</p> <p style="text-align: center;">⇩</p> <p>●支払業務 保険者から受け取った診療報酬を、各医療機関への支払業務</p>	<p>●保険者から委託された保険給付の支給に関する事務 (正常分娩に伴う出産育児一時金等の支給に関する事務)</p> <p>●保険給付の支給、保険事業等の実施および保険料の徴収等に係る情報の収集又は整理等に関する事務</p>

マイナンバー制度に伴う措置

次に、「国民健康保険団体連合会への事務の委託に関して」に移ります。

国民健康保険団体連合会は、国民健康保険法の範疇になります。

(平成 27 年 5 月 29 日「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」をベースにした改正なので一緒に解説をしています。)

各都道府県に 1 団体、計 47 団体設立

国民健康保険団体連合会の役割

- 国民健康保険法に係る診療報酬の審査・支払業務
- 保健事業、広報事業、介護保険に係る審査・支払業務等々

条文を確認します。(国民健康保険法 法 84 条)

【条文】

保険者は、共同してその目的を達成するため、都道府県知事の認可を受けて、国民健康保険団体連合会を設立することができる。

市町村、国民健康保険組合

▼平成 28 年の「国民健康保険団体連合会への事務の委託に関して」の改正の流れ

平成 30 年度から、市町村が主体となって運営していた国保事業を、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化する方向に動いています。
その流れの中で、国民健康保険団体連合会への事務の委託の範囲を広めています。

具体的な内容はこれからですが、上記の流れの中で国民健康保険団体連合会の業務を拡大していくということです。

市町村から都道府県への運営主体の移行

第 15 回（完）